第３期鹿角市障がい児福祉計画

第１章　障がいのある子どもの状況

１　障がいのある児童・生徒の状況

秋田県立比内支援学校かづの校に在籍する児童・生徒数は、令和５年４月１日現在で、小学生が９人（男子８人、女子１人）、中学生が13人（男子10人、女子３人）、高校生が29人（男子22人、女子７人）となっています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学生が57人（男子43人、女子14人）、中学生が16人（男子15人、女子１人）となっています。

２　小児慢性特定疾病患者の状況

本市における小児特定慢性疾病医療受給者数は、令和４年度末時点において25 人となっています。

●小児慢性特定疾病医療受給者数　（単位：人）

疾病番号	疾　患　名	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	悪性新生物	7	4	3
2	慢性腎疾患	3	3	2
3	慢性呼吸器疾患	0	0	0
4	慢性心疾患	7	8	9
5	内分泌疾患	3	3	2
6	膠原病	3	3	2
7	糖尿病	1	1	1
8	先天性代謝異常	1	0	0
9	血液疾患	1	0	1
10	免疫疾患	0	0	1
11	神経･筋疾患	2	3	2
12	慢性消化器疾患	0	0	1
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	0	0
14	皮膚疾患群	0	0	0
15	骨系統疾患	1	1	1
16	脈管系疾患	0	0	0
	合　計	30	26	25

※資料　秋田県大館福祉環境部

３　子ども・子育て支援事業等の利用状況

保育園等での障がいのある子どもの受け入れ実績は、令和５年４月１日現在で、保育所 43 人、認定こども園 15 人、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）12 人となっています。

子育てに不安を抱えている親子への支援として実施している親子教室事業には、11 人の子どもの参加がありました。

４　障害児通所支援利用者の状況

本市の障害児通所支援利用者に交付される受給者証の交付人数は、令和５年４月１日現在で、49 人となっています。

５　障害児通所支援給付費の年間支出額

本市の障害児通所支援給付費の令和４年度の支出額は約 3,400 万円となっており、令和２年度と比較すると 660 万円ほどの増加となっています。令和４年度以降、市内に通所支援事業所が増えたことから、特に児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数が大幅に増加しており、今後も継続した利用が見込まれます。

●障害児通所支援給付費の年間支出額

障害福祉サービス	年間支出額[円]			年間延べ利用人数[人]		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援	1,840,938	924,010	4,249,272	66	54	131
放課後等デイサービス	23,021,899	22,893,201	25,490,407	221	260	293
保育所等訪問支援	968,810	770,290	819,163	58	59	46
障害児相談支援	1,506,800	2,023,760	3,370,010	79	101	153
合計	27,338,447	26,611,261	33,928,852	424	474	623

６　障がいのある子どもへのアンケート調査の結果

調査の対象は、令和５年８月時点で鹿角市から児童通所支援受給者証を交付されている、18歳以下の55人とし、郵送や自立支援協議会委員等を通じて配付と回収を行いました。回答数は24人、回答率は43.6%となりました。

数値目標及びサービス量の参考とするための主な設問および回答結果は次の通りです。

・問22「日常生活について」

日常生活については、お小遣いの管理、買い物（45.8%）、外出（通学等の移動）（20.8%）、学習や活動への取り組み（20.8%）にいつも手助けが必要な方が多く、また、部分的に手助けが必要な方が多いのは、同様にお小遣いの管理、買い物（41.7%）、学習や活動への取組（41.7%）、外出（通学等の移動）（37.5%）、となっています。

・問23「平日の日中を主に過ごしている場所は」

放課後等デイサービス（25.5%）、小中学校（特別支援学級）（19.1%）となっております。

・問27「日常生活で困っていること、不安に思っていることは」

将来に不安を感じている（54.5%）、人間関係に支障がある（18.2%）、近くに、病気や障害を理解したうえで診てもらえる病院がない（18.2%）となっております。

・問30「利用しているサービス」

障害児相談支援（70.8%）、放課後等デイサービス（70.8%）、次に児童発達支援（62.5%）となっています。

・問32「将来希望する暮らしのために必要と思うことは」

主な意見として、働く場所の確保（22.1%）、働くための訓練・就労に向けた支援（20.8%）、自立生活のための訓練・指導（16.9%）が挙げられています。

・問35「障がいのある方への地域理解を進めるうえで必要なこと」

教育現場での障がい者に関する教育や情報の提供（31.4%）、障がい者の一般企業への就労の促進（27.5%）が特に多い意見となっています。

アンケート結果から、障がいのある子どもやその家族にとって、障がいやその特性を広く理解してもらうための教育環境、大人になったときの自立した生活や、将来働くための訓練等支援、安心できる医療体制などが求められていると考えます。

第２章　数値目標の設定

１　障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

基本指針では、令和８年度末までに、市内または圏域内において「児童発達支援センターを１カ所以上設置すること」、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所以上確保すること」を目指すこととしているほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」が求められています。

児童発達支援センターは、障がいのある子どもを総合的に支援する中心機関として必要とされていますが、本市においては新たに設置するのではなく、既存の事業所と連携しながら、同等の中核的な支援機能を有する体制整備を目指します。また、重度心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援や放課後等デイサービスについは、ニーズに応じて既存事業所を利用できるよう、関係機関で検討していきます。

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、保育所等訪問支援を活用しながら、事業所と保育所等が協力して受け入れしていけるよう、体制を整備していきます。

医療的ケア児等の支援は、対象となる子どもの実態把握に努めるとともに、必要な支援やコーディネーターの配置について検討します。

目標の設定

項　目	目　標	考え方
児童発達支援センター	令和８年度末までに鹿角市または圏域で少なくとも１カ所を整備	同等の中核的な支援機能を有する体制整備を検討する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所		ニーズに応じて既存事業所を利用できるよう体制整備を検討する

項　目	目　標	考え方
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和８年度末までに通所支援事業所や保育所等が協力し、障がい児の地域社会への受け入れ体制を整備	保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる受入体制を整備する
医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置とコーディネーターの配置	令和８年度末までに鹿角市または圏域で協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置	障がい者自立支援協議会を活用し、検討を行う

※医療的ケア児

　生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器装着等）を日常的に要する状態にある子ども

※インクルージョン

　障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持つ子どもを同じ環境で受け入れ、すべての子どもが必要な援助を受けながら共に成長できることを目指す取組

２　相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、「各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置すること」と、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」が求められています。

本市では、相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターが中心となり、各事業所が抱える課題について事例検討を通じて意見交換を行うなど、相談支援専門員の資質向上を図っています。また、鹿角市障がい者自立支援協議会においても、発達と生活支援部会（子ども部会）の中で、子どもに特化した課題等について情報共有し、関係機関での連携した支援に努めています。引き続き、適切なサービス提供や支援につながるよう、体制強化に向けて積極的に取り組んでいきます。

目標の設定

項　目	目　標	考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	相談支援連絡協議会の開催（年間６回） 主任相談支援専門員の配置	相談支援事業所に対する助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組の実施、個別事例の支援内容の検証実施を行う
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善	自立支援協議会専門部会の開催 年間１０回	自立支援協議会における事例検討を行う（専門部会の実施回数）

第３章　サービス見込量の設定と確保対策

１　障害児通所支援の部

（1）　支援の内容と対象者

子ども・子育て支援法は、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定めています。障がいのある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく専門的な支援体制を確保します。

指定障害児通所支援事業所などによって提供される各支援の概要は以下のとおりです。すべての子どもが健やかに成長するよう、教育、保育等の関係機関とも連携しながら、障がいのある子どもとその家族に対し、身近な場所で良質かつ適切な支援を行い、共生社会を目指すものです。

障害児通所支援等

サービス名	実施内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います	療育の観点から集団療育及び個別療育の必要があると認められる未就学の障がい児
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います	重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います	学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

サービス名	実施内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
障害児相談支援	相談支援専門員が、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを実施し、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用希望などを調整した個々の利用計画の作成と定期的な見直し（モニタリング）を行います	障害児通所支援を利用する障がい児
医療的ケア児に対する関係機関の協議の実施	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することで円滑な協議を促し、対応の実効性を確保します	

（2） 支援量の算出方法

月間における各サービス量等の算出方法は、以下のとおりです。

サービス名	支援量（月間）の算出方法
児童発達支援	➢ 実利用者数の見込み（人）は、令和３年度から令和４年度までの実績及び令和５年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
居宅訪問型 児童発達支援	➢ 令和５年度までの利用者はありませんが、今後もニーズの把握に努めることとし、令和８年度末までに実利用者数１人を見込み算定しています
放課後等 デイサービス	➢ 実利用者数の見込み（人）は、令和３年度から令和４年度までの実績及び令和５年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
保育所等訪問支援	➢ 実利用者数の見込み（人）は、令和３年度から令和４年度までの実績及び令和５年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
障害児相談支援	➢ 実利用者数の見込みは、これまでの相談支援の実績や障がいのある児童のサービス利用状況を踏まえ、年間の総利用者数を推計し、これを「12(カ月)」で除した値を採用しています
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	➢ 関係機関での協議を進め、令和８年度末までに１人以上のコーディネーター配置を目指します

（3） 支援見込量と確保対策

障がいのある子どもとその家族が、希望する支援を適切に受けられるよう、支援利用者、相談支援事業所、支援提供事業所間での調整や指導等を通じて、支援の種類・組合せ・量を利用計画に反映し、モニタリングによる計画内容の確認と見直しを行います。

また、支援提供事業所による人材確保や資質向上を促進しながら、十分な支援の提供体制の確保を進めます。

◆児童発達支援

（月間）

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	人日	40	40	40
	人	12	12	12

※月平均の人数

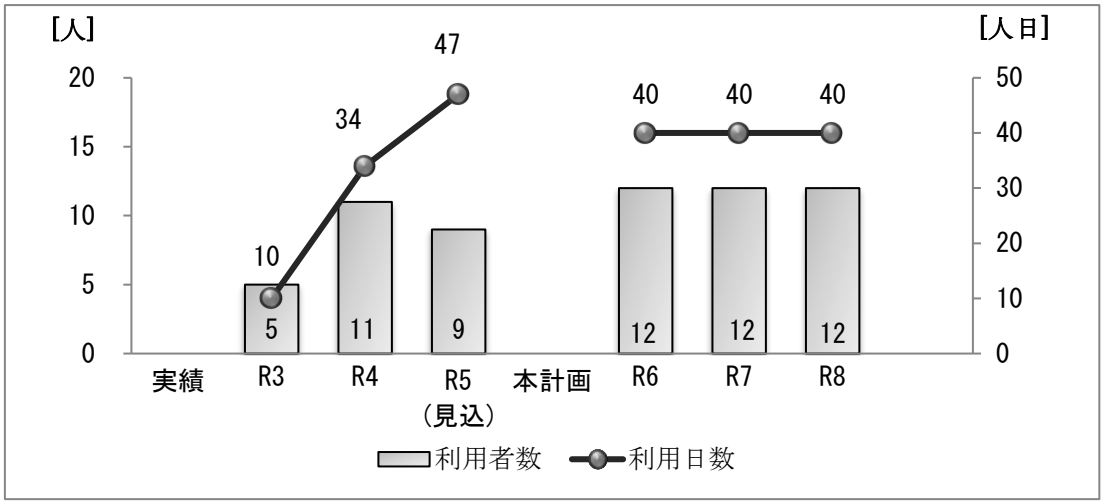

◆居宅訪問型児童発達支援

（月間）

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	人日	0	0	10
	人	0	0	1

※月平均の人数

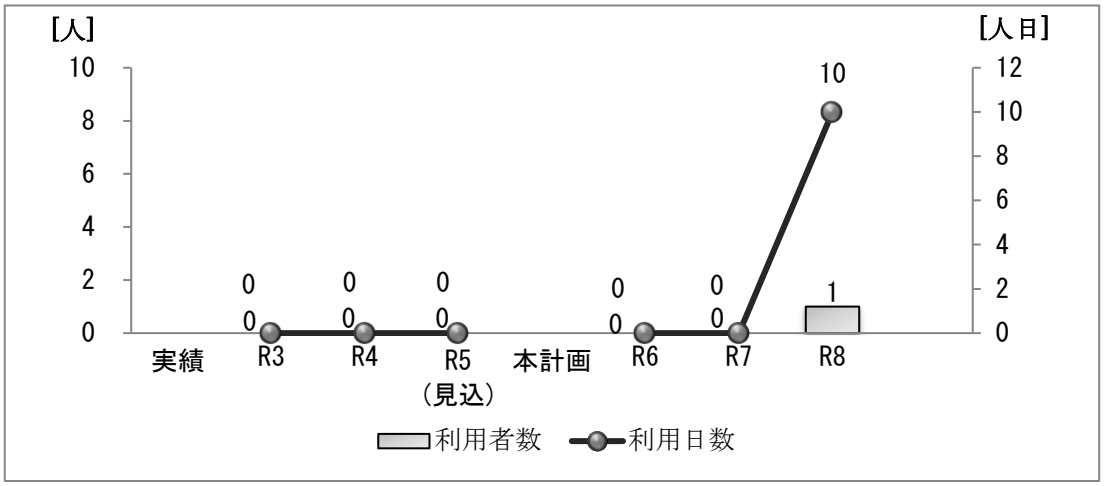

◆放課後等デイサービス

（月間）

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	人日	500	500	500
	人	36	36	36

※月平均の人数

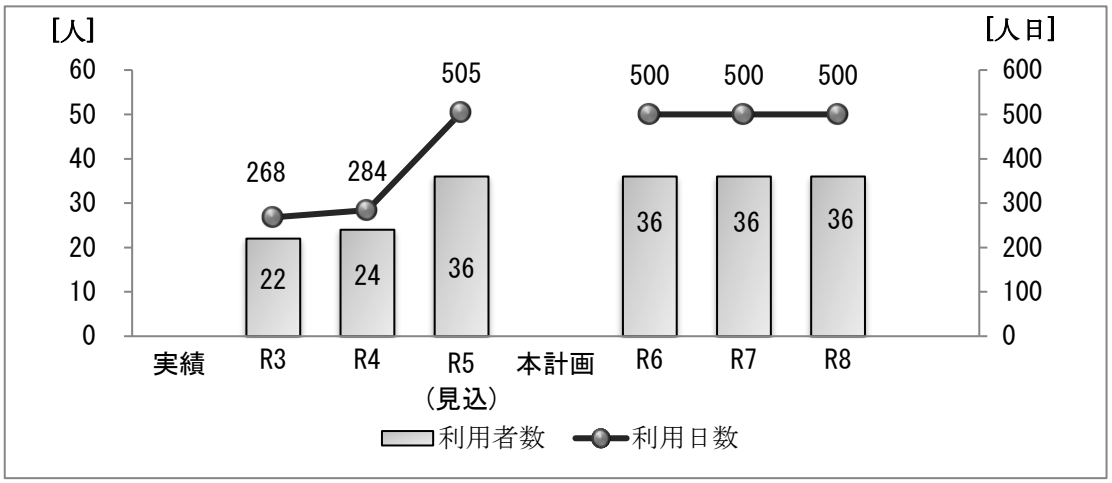

◆保育所等訪問支援

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	6	6	6
	人	6	6	6

※月平均の人数

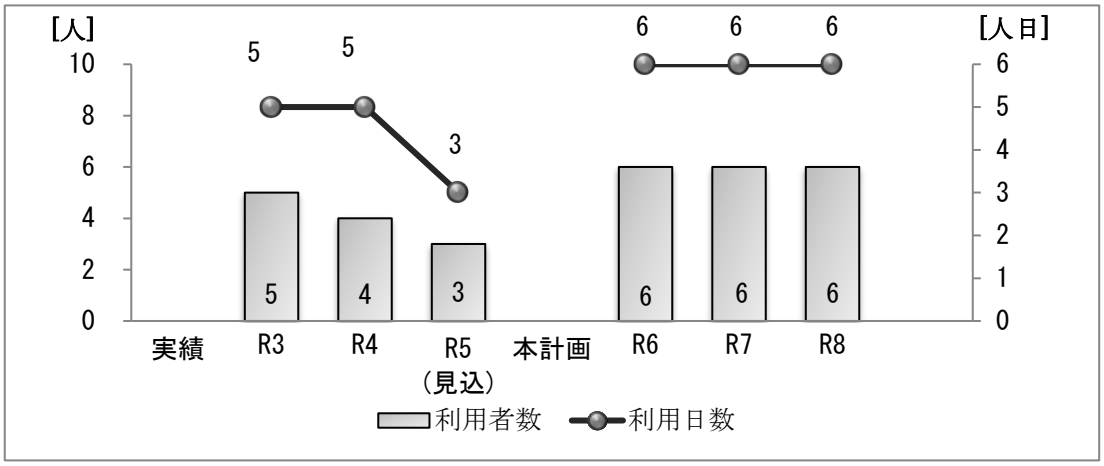

◆障害児相談支援

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	20	20	20

※月平均の人数

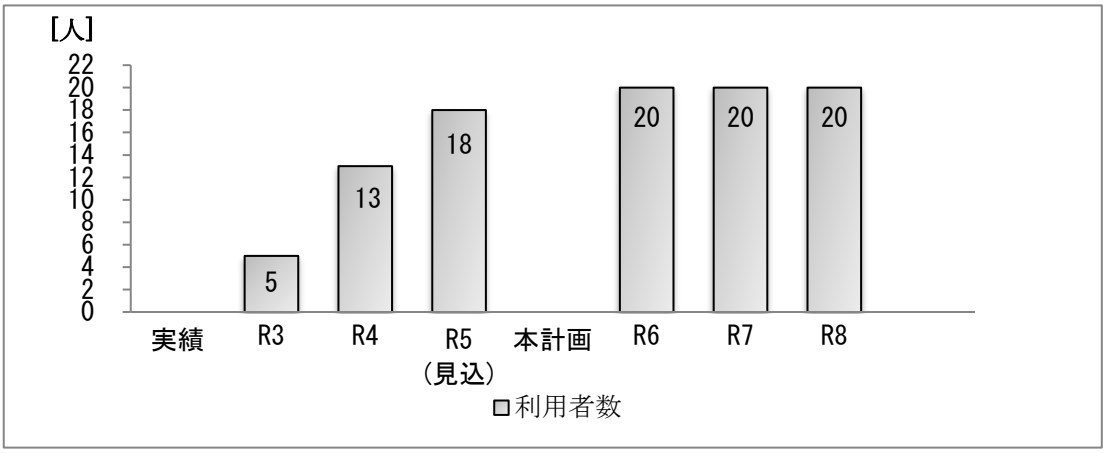

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	0	0	1

※実人数

２　子ども・子育て支援事業の部

（1）　支援の内容と対象者

子ども・子育て支援事業と障害児通所支援は「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」においても一体となって取り組むこととしています。

このなかの「保育サービスの充実」において、「障害児保育事業」を重点事業として挙げており、保育所等における専任保育士の確保に努めることとしているほか、「障がい児施策の充実等」では、「５歳児すくすく健康相談事業」を重点事業とし、年中児童を対象とした発達状況の確認や、巡回支援専門員による発達障害などの早期発見・早期支援を進めることとしており、障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活ができるよう、支援の充実を図ります。

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等施設の利用実績を考慮しつつ、障害福祉サービスとの連携を図りながら、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保します。

（2）　支援見込量と確保対策

障がいのある子どもとその家族にとって、良質かつ適切な支援体制となるよう、５歳児すくすく健康相談事業や、入所・入園前の各種健診、保護者との面談等により状況を確認し、一人ひとりに合わせた各施設の人員配置を行っています。この過程を踏まえることによって、支援見込み量を設定します。

また、支援提供事業所による人材確保や資質向上を促進しながら、十分な支援の提供体制の確保に努めます。

◆「保育所」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	47	47	47

※実人数

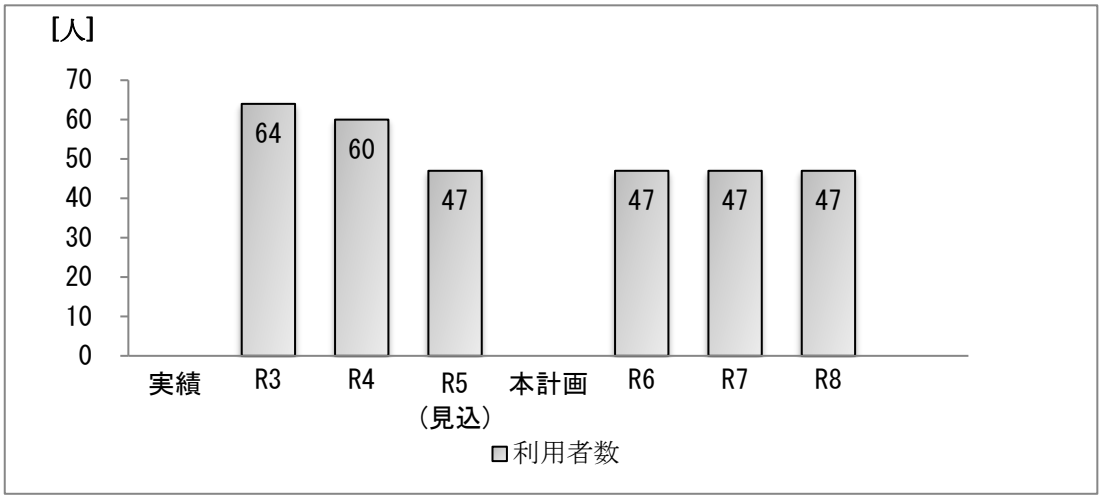

◆「認定こども園」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	15	15	15

※実人数

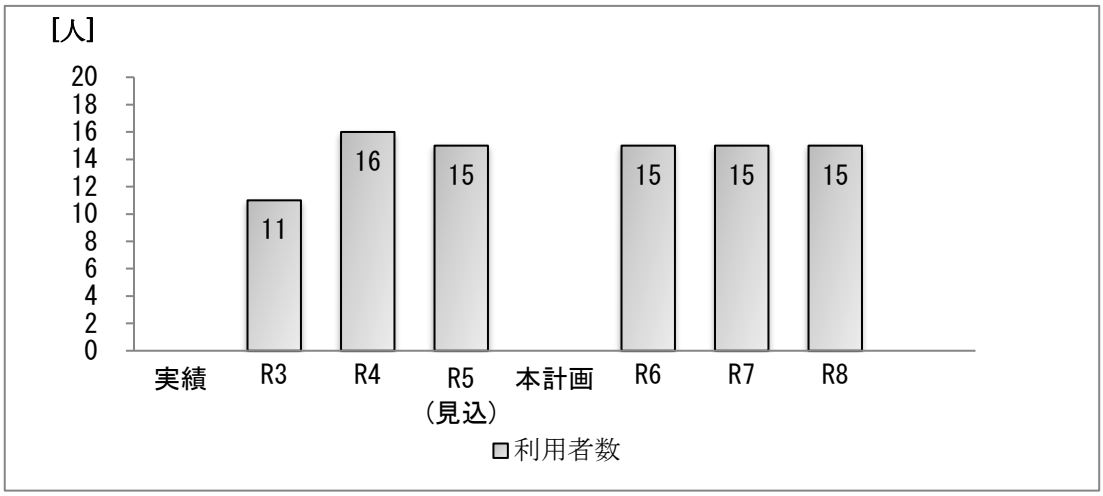

◆「放課後等児童健全育成事業(児童クラブ)」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	12	12	12
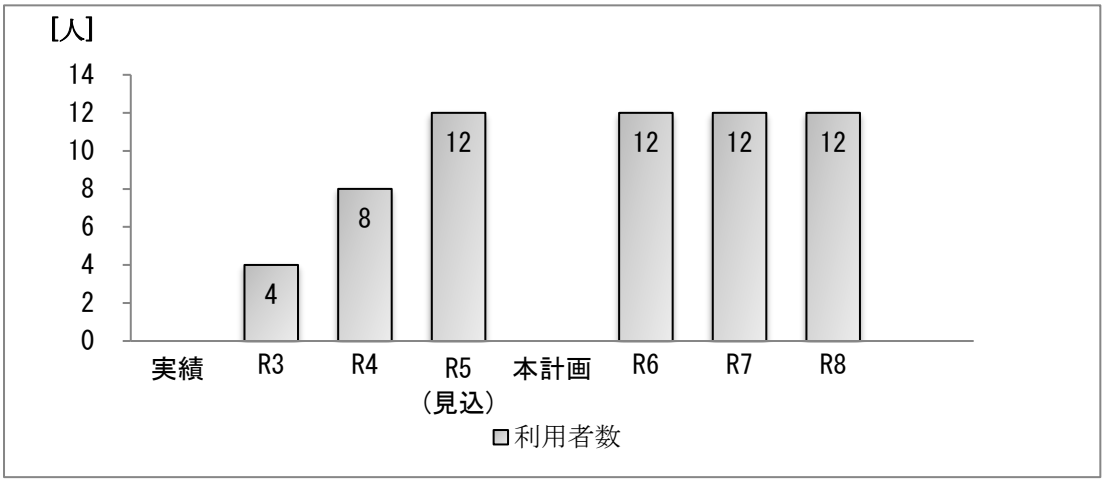
※実人数